

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	公的給付支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して秘密保持契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

板倉町長

公表日

令和7年10月31日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給 ④住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑤住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑥低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給 ⑦住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金の支給 ⑧住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(子ども加算)の支給 ⑨低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給
③システムの名称	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金システム、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金システム、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)システム、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金システム、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(子ども加算)システム、低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)ファイル、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金ファイル、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(子ども加算)ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条(利用の範囲)別表第135項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課、税務課
②所属長の役職名	福祉課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1
受付窓口 板倉町役場 総務課 情報広報係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1
受付窓口 板倉町役場 福祉課 社会福祉係 子育て支援係、税務課 住民税係

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、公的給付支給等に関する事務において特定個人情報を取り扱う場合には、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によってアクセス可能な職員を限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員を更新したり、アクセスログを記録することでアクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない職員(元担当者や他部署の職員)によって不正に使用されるリスクへの対策「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	6.他の評価実施機関		板倉町教育委員会	事後	
令和5年6月12日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給	事後	
令和5年6月12日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サーバー	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム	事後	
令和5年6月12日	2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル	事後	
令和5年6月12日	6.他の評価実施期間	板倉町教育委員会	なし	事後	
令和5年6月12日	1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年6月12日	1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月12日	2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月12日	2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年1月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給 ④住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑤住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給	事後	
令和6年1月24日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サー バー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食 料品等価格高騰重点支援給付金システム	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サー バー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食 料品等価格高騰重点支援給付金システム、住 民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対 応重点支援給付金システム、住民税非課税等子 育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付 金システム	事後	
令和6年1月24日	2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係 ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係 ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支 援給付金ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係 ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係 ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支 援給付金ファイル、住民税均等割のみ課税世 帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファ イル、住民税非課税等子育て世帯に対する物 価高騰対応重点支援給付金ファイル	事後	
令和6年1月24日	1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月24日	2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年6月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給 ④住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑤住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給 ④住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑤住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑥低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給	事後	
令和6年6月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サー バー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食 料品等価格高騰重点支援給付金システム、住 民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対 応重点支援給付金システム、住民税非課税等 子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給 付金システム	住民情報等総合サービスシステム、住民税非 課税世帯等臨時給付金システム、中間サー バー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食 料品等価格高騰重点支援給付金システム、住 民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対 応重点支援給付金システム、住民税非課税等 子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給 付金システム、低所得者支援及び定額減税補 足給付金(調整給付)システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月20日	2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)ファイル	事後	
令和6年6月20日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	(平成26年9月10日内閣府令第5号)	(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和6年6月20日	5.評価実施機関における担当 部署 ①部署 ②所属長の役職名	福祉課 福祉課長	福祉課、税務課 福祉課長、税務課長	事後	
令和6年6月20日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	板倉町福祉課	板倉町福祉課、税務課	事後	
令和6年6月20日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	板倉町福祉課 社会福祉係、子育て支援係	〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682番地1 受付窓口:板倉町役場 福祉課 社会福祉係 子育て支援係、税務課 住民税係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月25日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給 ④住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑤住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑥低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給	①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給 ④住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑤住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給 ⑥低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給 ⑦住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金の支給 ⑧住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(子ども加算)の支給 ⑨低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)の支給	事後	
令和7年4月25日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民情報等総合サービスシステム、住民税非課税世帯等臨時給付金システム、中間サー バー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食 料品等価格高騰重点支援給付金システム、住 民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対 応重点支援給付金システム、住民税非課税等 子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給 付金システム、低所得者支援及び定額減税補 足給付金(調整給付)システム	住民情報等総合サービスシステム、住民税非 課税世帯等臨時給付金システム、中間サー バー、団体内統合宛名システム、電力・ガス・食 料品等価格高騰重点支援給付金システム、住 民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対 応重点支援給付金システム、住民税非課税等 子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給 付金システム、低所得者支援及び定額減税補 足給付金(調整給付)システム、住民税非課税 世帯に対する物価高騰対策給付金システム、 住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付 金(子ども加算)システム、低所得者支援及び定 額減税補足給付金(不足額給付)システム		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月25日	2.特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時給付金関係ファイル、子育て世帯への臨時特別給付関係ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル、住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、住民税非課税等子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)ファイル、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金ファイル、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金(子ども加算)ファイル、低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル	事後	
令和7年4月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の101の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	①番号法第9条(利用の範囲)別表第135項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和7年4月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第二第121項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4	①番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	事後	
令和7年4月25日	1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年4月25日	2.取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	板倉町福祉課、税務課	〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682番地1 受付窓口 板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	